

平成 21 年 6 月 10 日現在

研究種目：基盤研究（C）  
 研究期間：2007～2008  
 課題番号：19530674  
 研究課題名（和文） 近代日本における教育「規範」の形成と浸透に関する研究  
 研究課題名（英文） Research of teacher award system in modern Japan  
 研究代表者  
 笠間 賢二（KASAMA KENJI）  
 宮城教育大学・教育学部・教授  
 研究者番号：50161013

## 研究成果の概要：

教員褒賞施策は、当該教員の意識の調達だけでなく、「優良教師」の「優良事績」を範示し、示範による他者の嚮導という政策的効果を期待して実施された。施策は、「権威の序列化」という秩序意識を醸成しつつ、重層的に（文部省－府県－郡市）、かつ継続的に（昭和戦前期まで）、実施された。実施過程で作成された事績調書には、行政側が「望ましい」と「構成」する学校と教師の実際的あり様が記され、それが教育社会の「範型」となっていった。

## 交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	1,600,000	480,000	2,080,000
2008年度	1,100,000	330,000	1,430,000
年度			
年度			
年度			
総計	2,700,000	810,000	3,510,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：教育学・教育学

キーワード：教員・教師、教師像、教員表彰、教員褒賞、優良教師、優良小学校、学校運営、小学校

## 1. 研究開始当初の背景

教育社会には、教育という営みの本来的属性からして不可避免的に形成される、数多の規範が存在する。それは、教育活動における「望

ましい」あり様として「構成」され、ミクロな場面でもマクロな場面でも、教師のみならず児童・生徒、さらには地域住民や保護者をも、「望ましさ」に向けて日常的に規律していく。こうした内なる制度としての社会規範

の多くは、歴史的に形成され、蓄積され堆積されて、今日に至っている。

しかしながら、その内実を究明しようとするとき、従来のように政策・制度を対象とした研究だけでは不十分といわざるを得ない。法的強制力に担保された施策だけでは、社会のなかで生きて働いていた規範の実相に迫ることはできない。本研究では、褒賞施策実施にかかわって作成された学校現場での学校運営に関する事績調書を直接的な分析素材とし、それを範型の「構成」とその周知による「他者の嚮導」という視角から分析することによって、上記課題に迫ろうとするものである。それは、学校文化や教師文化の研究に歴史の側から基礎をあたえることになるはずである。

近代日本における教育をめぐる規範の形成とその役割を正面から扱った研究は意外と少ない。社会規範が、人々を内面的にも外面的にも規律する効果をもつものであるとき、その解明はきわめて重要である。とりわけ、規範からは逃れ得ない社会的活動である教育の領域においては、その解明は焦眉の課題とさえいえる。のみならず、価値観の多様化とその個別的拡散が際限なく進行しつつある今日、政策的に支持された規範とその周知による他者の嚮導という手法は、非制度的な意味での新たな社会統制の手段とさえいえるのではないか。

歴史的に形成された「優良」教師の像は、現在の教師をも、少なからず縛っている。本研究は、こうした教師をめぐる規範の形成とその内実を分析することによって、むしろそれを相対化する視点を提供しようとするものである。その作業は、新たな教師のあり様を構築しようとする際にも、避けては通れないことだと確信する。

## 2. 研究の目的

本研究は、教育にかかわる褒賞施策の実施を継続的に分析することによって、近代日本において支配的であった「優良教師」像の実際のあり様を解明し、そのことをとおして、教育社会における教育規範の形成とその内容を究明しようとするものである。

「一善ヲ挙テ万善ヲ奨ムル」（平田東助、1909年）という褒賞施策は、明治初年以来、さまざまな政策領域に巧妙に埋め込まれて実施され、人々の意識を喚起調達し、支配的な社会規範の形成に与ってきた。それは、教

育関係施策においても全く同様である。教育関係の褒賞施策は、幾層に折り重なって実施され、その実施時期は昭和戦前期までをほぼ満遍なくカバーしている。こうした施策の継続的实施は、優良な学校運営事績の範型化とその範型の周知による他者の嚮導という回路によって、教育の実際を規定する社会規範を形成していったといえよう。

この種の褒賞施策は、単なる形式的な事務手続きとして実施されたのではなく、その都度、学校運営に関する詳細な事績の調査を伴って実施されていた。地方行政文書には、この施策実施にかかわって調査された膨大な量の学校運営事績に関する調書が、活用されないままに、收藏されている。その調書には、小学校や教師たちが、それぞれの地域において、何を課題として如何なる方策を講じつつ教育活動を展開していたのかについて、詳細な事実（むろん、行政側からみた事実）が記されている。本研究は、こうした歴史資料を掘り起こして活用しようとするものであり、とりわけそれを、教師のあり様（教師の人格、倫理、しごとの範囲と内容、地域・保護者との関係など）に焦点づけて分析することによって、教育社会における規範の形成とその内実を究明しようとするものである。教師のあり様に焦点づけるのは、それが、もっとも包括的に教育規範の形成に迫り得る方法だと考えるからである。

## 3. 研究の方法

申請書に記載した研究方法にしたがって研究を進めた。すなわち、

(1) 地方行政文書のなかから学校運営に関する事績調書（「優良教師」の「優良事績」）を発掘し収集した。「宮城県庁文書」（宮城県公文書館所蔵）、「群馬県行政文書」（群馬県立文書館所蔵）を中心に調査収集し、併せて他県の地方行政文書をも調査し収集に努めた。その分量は膨大な枚数になった。

(2) 上記(1)の文書から、「望ましい」と「構成」された教師のあり様を読み取る作業を行なった。その際、教育政策・制度の展開はもちろんのこと、当時の教師に関する言説（「教師論」）が、教育現場においてどのように受容されていたのか否かをも視野に入れて、分析するように努めた。

(3) 「優良教師」と「優良事績」にかかわる教育雑誌記事を調査し収集した。対象としたのは、東京発行の全国的教育雑誌（『日本

之小学校教師』など）と、当該県の地方教育雑誌（地方教育会の機関誌、『宮城県教育会雑誌』『上野教育会雑誌』など）である。全国的教育雑誌の主要なものは複製されているが、地方教育雑誌は当該県の県立図書館や文書館、筑波大学図書館などに所蔵されていた。その調査収集に努めた。

（４）上記（３）の作業は、「構成」された「望ましい」教師のあり様が、どのように語られ、どのような回路を経て教育社会へと広められていったのか、またそれに対する教育社会の側の反応がどのようなものだったのかを明らかにするために必要であり、そうした観点から分析を進めた。

#### 4. 研究成果

（１）教育関係褒賞施策の立案過程と制度化過程の分析を行なった。その結果、次の点が明らかになった。①明治期に少なくとも２度（明治 10 年代半ばと明治 30 年代初め）、「教育勲章」を創設しようとする構想が、文部省内で検討されていた。これは、普通勲章とは異なる教育者独自の勲章として構想され、国家主義教育の推進者としての地位の付与（民衆との関係では威厳の確保）と叙勲者自身の精神的慰撫を目的に構想されていた。しかし、教員への栄典授与に対する政府部内の消極的・否定的態度がこれを頓挫させた。その後は、小学校教員に対しても、普通勲章（瑞宝章）を授与するという道が、徐々に開かれるようになった。②教育関係の褒賞施策は、文部省（文部大臣）によるものだけではなく、府県（知事）や郡（郡長）レベルでも実施されていたことを確認することができた。具体的には、①「学事賞与例並ニ学事奨励品附与例」（1882 年、文部省達）の実施、②「小学校教育効績状規程」（1905 年、文部省令）の実施、③文部省の政策的誘導による道府県レベルでの実施（1900 年以降、「普通教育奨励規程」など）、④文部省による「青年団体行賞」や「優良小学校表彰」（1908 年以降）などの時限的褒賞施策、等々である。これらに私的団体（教育会など）によるものまでを加えると、教育関係の褒賞施策は幾重にも折り重なって実施されていたことが判明した。

（２）とくに教員褒賞施策について、その実施状況を検討した。単発的あるいは散発的に実施されたものもあるが、「小学校教育効績者選奨」（上記②）は、1905（明治 38）年度～1924（大正 13）年度まで継続的に実施されていた。また、府県レベルの教員褒賞施策（上記③）も、昭和戦前期まで継続的に実施されており、とりわけ群馬県では、毎年度定期的

に実施されていた。教員褒賞施策は、重層的に、かつ継続的に、実施されていたことを事実即して実際に確認することができた。

（３）教員褒賞施策の実施過程（選考過程と推奨過程）を分析した。この分析から、教員褒賞施策が、政策的実質性をもって実施されていたことが明らかになった。①まず選考過程について。教員褒賞施策は、単なる形式的な事務手続きとして実施されたのではなく、その都度、学校運営に関する詳細な事績の調査を伴って実施されていた。地方行政文書には、この施策実施にかかわって調査された膨大な量の学校運営事績調書が、活用されないままに、収蔵されていることを確認することができた。その調書には、小学校や教師たちが、それぞれの地域において、何を課題として如何なる方策を講じつつ教育活動を展開していたのかについて、詳細な事実が記されていた。とくに、「宮城県庁文書」と「群馬県行政文書」には、これらの関係文書が豊富に収蔵されており、ほぼ総てを調査し、重要部分を収集することができた。②次に推奨過程について。褒賞者は教育界の「模範教育者」ないし「優良教師」として権威づけられ、その事績内容は「模範的事績」ないし「優良事績」として、ともに教育社会に推奨され喧伝されていった。その媒介役を担ったのは、客観的には教育会等の教員職能団体であり、主観的には自らもそうありたいと願う構成員の即時的要求であった。褒賞者予備軍を分厚く形成すべく、そのための演出と嚮導が行政主導のもとに進められていった。たとえば群馬県では、「権威の序列化」（文部大臣表彰—県知事表彰—郡長表彰）という社会意識の形成が、行政主導のもとに意図的に推し進められ、褒賞者に匹敵する実績達成によって自らも褒賞者たらんとする、他者の能動的意識と行為を引き出す施策がとられていった。

教員褒賞施策は、重層的に実施され、「権威の序列化」という秩序意識を醸成するとともに、褒賞者とその事績内容を「優良教師」の「優良事績」と観念させることによって、他者の意識と事績をそこに嚮導していくこと、これを狙いとして実施されていたということが出来る。これらのことを事実に基づいて明らかにすることができた。

（４）事績調書の内容の分析を進めた。事績調書は、学校運営のほぼすべての領域と事項に亘っており（当時の）、それは、今日各学校で作成されている「〇〇年度 教育計画」に相当するものといえるかも知れない。大項目だけを列挙すれば、たとえば次のようである（1909 年度、宮城県の事例）。

- ・「学齡児童ノ就学及出席ニ関スル事項」
- ・「学校ノ設備ニ関スル事項」
- ・「学校基本財産ニ関スル事項」
- ・「教育ノ内容ニ関スル事項（訓練、教

授、管理、校務処理整理ノ状況)」

- ・「部下統御法並ニ児童在職地方人民及同僚間ニ於ケル信望ノ状況」
- ・「青年会壮丁教育夜学会保護者会父兄会母姉会図書館等直接間接小学校教育ニ関スル事項」
- ・「家庭ノ状況」
- ・「平素品行學術等修養ノ状況」

これらの事績調書からは、集団性と組織性を兼ね備えつつあった小学校が、政策的背景や地域の事情に規制されながらも、何を課題と捉え、いかなる方策（当時の用語では「施設」）を講じ、実際にどのような活動を展開していたのか、を読み取ることができる。言い換えれば、集団的組織体としての学校が、いかなる課題対処力を発揮していたのか、を読み取ることができる。

しかし、この調書全体を分析することは現在も継続中であり、未だ完了していない。以下、現時点までに得られた知見を述べておく。①教師の人格・倫理にかかわる側面について。何よりも人格の高潔性と職務態度の卓越性が強調されていた。資性温厚着実であること、社会的名声や利得・聞達を求めることのない謙虚な人格者であること、困難な事態に遭遇して労苦辛酸を嘗めても決して屈服挫折することなく不平を漏らすこともなく、多年にわたってただひたすら懇篤熱誠をもって職務に従事してきたこと、等々の態度や行為が称揚されていた。そこから抽出される像（イメージ）は、今日においてもなお支配的な、献身的教師の姿そのものであるといえることができる。これらの教師像が実在の人物に惹きつけて語られていたのである。②教師のしごとの範囲と内容にかかわる側面について。とりわけ注目されるのは、児童の教育に限定されない活動に従事すること、言い換えれば、村民の生活と密接にかかわる領域において積極的に活動を展開することが推奨されていた。規律や勤勉、共同といった秩序意識を学校所在地の住民に浸透させていくことも彼・彼女らの重要なしごとであった。小学校教員は、実際には、「学校長ハ校務ヲ整理シ所属職員ヲ統監ス」「正教員ハ児童ノ教育ヲ担任シ且之ニ属スル事務ヲ掌ル」（小学校令施行規則）といった、制度上の職務をはるかにこえたしごとに携わっていたのである。この点は、従来の研究で指摘されてきた以上に一般化される事実だし、そのかわり方もより緊密であったということが指摘できる。③これらを教師像のレベルで表現すれば、児童の徳育上の指導者であるだけでなく、一村の人格上の指導者でもあったという性格が浮かび上がってくる。小学校は学校所在地の「教化ノ中心」であり、小学校教員は「地方文化ノ先導者」である、これが小学校と小学校教員の実際の姿であったと捉えることが

できる。⑤事績調書の内容的構造について。事績調書は次のような特徴的論理的構造をもって記されていた。優良な事績の達成を教師の人格的側面から意味づけるという構造である。つまり、崇高な人格と熱誠を旨とする職務態度の故にこそ良好な成績を収めることができたのだ、という道筋をもって語られていた。人格・職務態度の如何と事績内容とが因果関係で捉えられ、良好な成果を収めるためにこそ、逆に人格の高潔性と職務態度の卓越性が迫られるという、人格還元主義とでもいうべき図式が保たれていたのである。この図式によって、教師たちには絶えず上述のような献身性を発揮することが求められていたのであった。

（5）なお、本研究は現在も継続中であり、研究成果は、『教員褒賞施策に関する歴史的研究』（仮題）として、何れ報告する予定である。

## 5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計 2 件）

- ・笠間賢二、「宮城県教育会の教員養成事業」、梶山雅史編著『近代日本教育会史研究』学術出版会、2007年、143～166頁。
- ・笠間賢二、「小学校教員無試験検定に関する研究」、『宮城教育大学紀要・第42巻』、査読無、2008年、173～191頁。

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

笠間 賢二 (KASAMA KENJI)  
宮城教育大学・教育学部・教授  
研究者番号：50161013

### (2) 研究分担者

無

### (3) 連携研究者

無